

(最小回転半径)

12. 自動車の最小回転半径は、巻尺等により審査したときに、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

(速度抑制装置)

13. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上の自動車（最高速度が90km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く）の原動機には【速度抑制装置】を備えなければならない。

(空気入ゴムタイヤ)

14. 自動車の空気入ゴムタイヤの接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅のいずれの部分においても【1.6】mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【0.8】mm）以上の深さを有すること。

15. 車両総重量3.5t以下、最大積載量500kg以下の普通貨物自動車に装着されている軽合金製ディスクホイールに【JWL】マークが刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、【堅ろう】であるものと判断できる。

(操縦装置)

16. 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が【運転者席】において容易に【識別】できるような表示をしなければならない。

(かじ取装置)

17. 四輪以上の自動車のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、かじ取車輪を【サイドスリップ・テスタ】を用いて計測した場合の横滑り量が、走行【1】mについて【5】mmを超えてはならない。

(施錠装置)

18. 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員【11】人以上の自動車及び被牽引自動車を除く）及び貨物の運送の用に供する自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、【変速装置】、【かじ取装置】又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える制動装置を除く）には、施錠装置を備えなければならない。

(制動装置)

19. 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員【10】人未満のものには、【独立】に作用する2系統以上の【制動装置】を備えなければならない。

20. 空気圧力により作動する主制動装置は、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときに、その旨を運転者席の運転者に【警報】する装置を備えたものであること。

21. 乗車定員8人の普通乗用自動車に備えられている駐車ブレーキは、【作動】しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

(緩衝装置)

22. 【ばね】又はスタビライザ等に溶接、肉盛又は【加熱加工】等の修理を行うことによりその機能を損なった部品を使用しているものは基準に適合しない。

(燃料装置)

23. ガソリンを燃料とする自動車の燃料タンクの注入口及び【ガス抜口】は、排気管の開口先になく、かつ、排気管の開口部から【300】mm以上離れていること。

(車枠及び車体)

24. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

(リヤ・オーバー・ハング)

25. 普通貨物自動車（車体の形状：バン）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の【3分の2】以下でなければならない。

(車体表示)

26. 自動車の車体の後面には、【最大積載量】（タンク自動車にあっては、【最大積載量】、最大積載容積及び【積載物品名】）を表示しなければならない。

(巻込防止装置)

27. 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が【8】t以上の普通自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く）の【両側面】には、基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。

28. 乗車定員2人、車両総重量19,990kgの普通貨物自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上【450】mm以下、その上縁の高さが地上【650】mm以上となるように取付けられていること。

(突入防止装置)

29. 平成27年7月に製作された貨物の運送の用に供する四輪自動車（車両総重量3.5t以下の【小型自動車】、軽自動車及び牽引自動車を除く）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止する【突入防止】装置を備えなければならない。

30. 平成27年6月に製作された車両総重量3.5tの貨物自動車に備える突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上【550】mm以下となるように取付けられていること。

(乗車装置)

31. 二輪自動車の後部座席には、乗車装置として【握り手】及び【足かけ】が備えられていなければならない。

(運転者席)

32. 貨物自動車の運転者席については、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有する必要がある。ただし、最大積載量が【500】kg以下の貨物自動車であって、運転者席の【背あて】により積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の【背あて】を保護仕切りとみなす。

(座席)

33. 幼児専用車の幼児用座席は、【前向き】に設けられたものでなければならない。

(座席ベルト)

34. 【第二種】座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

(座席ベルト非装着時警報装置)

35. 専ら乗用の用に供する普通自動車又は【小型】自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員【10】人未満の自動車には座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。
36. 車両総重量3.5t以下の貨物自動車は、【運転者席】及び【その他の座席】の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に【警報】する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

(乗降口)

37. 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち1個は、【右側面】以外の面に設けなければならない。
38. 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその【左側面】に1個以上設けなければならない。

(物品積載装置)

39. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台（傾斜するものに限る）は、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積で除した数値が、普通自動車にあつては【1.5】t/m³以上、小型自動車にあつては【1.3】t/m³以上であること。

(窓ガラスの貼付物等)

40. 運転者席の側面ガラスに貼付された、自動車の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識の上縁の高さは、その附近のガラス開口部の下縁から【100】mm以下、かつ標識の前縁は、その附近のガラス開口部の後縁から【125】mm以内となるように貼付されていなければならない。
41. 自動車（被けん引自動車を除く）の前面ガラスの【上縁】であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の【20】%以内の範囲は、「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」以外の範囲である。

(消音器)

42. 内燃機関を原動機とする二輪自動車に備えられた消音器の内部にある【騒音低減機構】が【除去】されているものは基準に適合しない。

(CO・HC規制)

43. ガソリンを燃料とする4サイクルの原動機を有する小型四輪自動車（排出ガス規制識別記号：DBA）のアイドリング時（原動機を無負荷運転している状態）に自動車から排出される排出物に含まれる一酸化炭素の濃度は【1】%以下、炭化水素の濃度は【300】ppm以下でなければならない。

(光吸収係数の測定方法)

44. 軽油を燃料とする普通乗用自動車の排気管から大気中に排出される排出物を「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に基づき測定した場合の規制値は、【0.50】m⁻¹を超えないものであること。
45. 軽油を燃料とする自動車を無負荷急加速させた時に発生する排出ガスの光吸収係数の測定を行う際の運転条件は、【無負荷】運転を5～6秒行つたのち、加速ペダルを【急速】に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから2秒間持続した後、加速ペダルを放すこと。

(走行用前照灯)

46. 走行用前照灯の灯光の色は、【白色】であること。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、【白色】又は【淡黄】色であり、その全てが同一であること。

(すれ違い用前照灯)

47. カットオフラインを有するすれ違い用前照灯であって、当該照明部の中心の高さが1000mm以下のものを前照灯試験機(すれ違い用)を用いて測定した場合の測定値の判定については次によるものとする。

(1) エルボー点の位置は前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【20】mm及び下方【150】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

(2) すれ違い用前照灯の光度は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【110】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方【230】mmの直線が交わる位置において、1灯につき【6,400】cd以上であること。

48. 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、【原動機】が作動している場合に常に【いずれか】が点灯している構造であること。

(前部雾灯)

49. 前部雾灯は同時に【3】個以上点灯しないように取付けられていること。

50. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部雾灯は、その照明部の上縁の高さが地上【800】mm以下であって、下縁の高さが地上【250】mm以上となるように取付けられていること。

(車幅灯)

51. 車幅灯は、【夜間】にその前方【300】mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

52. 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から【400】mm以内(被牽引自動車にあっては、【150】mm以内)となるように取付けられていること。

(昼間走行灯)

53. 昼間走行灯の灯火の色は、【白色】であること。

(前部反射器)

54. 被牽引自動車に備える前部反射器の反射部は、【三角形】以外の形状であること。

(側方灯・側方反射器)

55. 長さが【6】mを超える自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

(番号灯)

56. 番号灯は、夜間後方【20】mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。また、番号灯の灯光の色は、【白色】であること。

(尾灯)

57. 尾灯は、夜間にその後方【300】mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が【5】W以上【30】W以下で照明部の大きさが【15】cm²以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯はこの基準に適合するものとする。
58. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上【2,100】mm以下、下縁の高さが地上【350】mm以上となるように取付けられていること。

(後部霧灯)

59. 後部霧灯の数は、【2】個以下であること。
60. 後部霧灯は、【前照灯】又は【前部霧灯】が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、【前照灯】又は【前部霧灯】のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。

(後部反射器)

61. 後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く）の反射部は、【三角形】以外の形状であること。
62. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上【1,500】mm以下、下縁の高さが地上【250】mm以上となるように取付けられていること。

(大型後部反射器)

63. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量【7】t以上のものの後面には、大型後部反射器を備えなければならない。大型後部反射器の数は、1個、【2】個又は【4】個であること。

(制動灯)

64. 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の【5】倍以上となる構造であること。

(補助制動灯)

65. 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。
- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員【10】人未満のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車（【バン】型に限る）であって車両総重量が【3.5】t以下のもの

(後退灯)

66. 後退灯の灯光の色は、【白色】であること。また、後退灯は、【変速装置】を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の【操作装置】が始動の位置にあるときのみ点灯する構造であること。

(方向指示器)

67. 方向指示器は、毎分【60】回以上【120】回以下の【一定】の周期で点滅するものであること。

(非常点滅表示灯)

68. 全ての非常点滅表示灯は、【同時】に作動する構造であること。

(その他の灯火等の制限)

69. 自動車には、反射光の色が【赤】色である反射器であって前方に表示するもの、又は、反射光の色が【白】色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。

(警音器)

70. 自動車の警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方【7】mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。

71. 警音器の警報音発生装置の音は、【連続】するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が【一定】なものでなければならない。

(後写鏡)

72. 最高速度180km/hの普通四輪自動車に備える後写鏡は、取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上【1.8】m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を【緩衝】できる構造であること。

73. 二輪自動車に備える後写鏡の鏡面の面積が【69】cm²未満のものは「運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造」の基準に適合しない。

(窓ふき器)

74. 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって乗車定員10人以下の自動車に備える【デフロスタ】にあつては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。

(速度計)

75. 平成27年7月1日に製作された最高速度180km/hの小型四輪乗用自動車の速度計の検査において、速度計の指度の誤差は、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の運転者の合図によって、速度計試験機を用いて計測した速度が【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあるものでなければならない。

(消火器)

76. 次の自動車には、消火器を備えなければならない。

◎乗車定員【11】人以上の自動車 ◎【幼児】専用車

(内圧容器)

77. 自動車の内圧容器は、自動車に取付けた状態で見やすい位置に、【最高使用】圧力を表示したものであること。

(緊急自動車)

78. 緊急自動車に備える警光灯は、【前方】300mの距離から点灯を確認できる【赤】色のものでなければならない。

(道路維持作業用自動車)

79. 道路維持作業用自動車には、【150】mの距離から点灯を確認できる【黄】色の【点滅】式の灯火を備えなければならない。